

お知らせ



高島市職員採用試験のお知らせ

平成22年度高島市職員採用試験を次のとおり行います。

《採用予定人員および受験資格》

- ◆上級一般事務職：・若干名・学歴 不問・年齢 昭和55年4月2日から平成元年4月1日まで生まれた方

○第1次試験

▼期 日 7月25日(日)

▼会 場

新旭公民館(4階多目的ホール)

▼方 法

教養試験(大学卒業程度)
専門試験(行政職)

※第1次試験合格者を対象に第2次試験を8月下旬に行います。
最終合格者発表は9月中旬の予定です。

○受付

▼期 間

6月15日(火)～30日(水)

▼時 間

8時30分～17時15分

▼場 所 市役所職員課

問職員課

☎(055) 865555

福祉医療費受給券などの更新手続きをお願いします

現在交付中の、福祉医療費受給券(乳幼児を除く)、重度心身障害老人等福祉助成券および精神科通院医療費受給券の有効期限は、7月31日までです。

受給券の更新には、本人または保護者などからの申請が必要です。申請がない場合は受給資格を喪失することがあります。

《申請の受付》

▼期 間

6月16日(水)～30日(水)

▼場 所

市役所保険年金課および各支所窓口

雇用保険制度が

変わりました！

平成22年4月1日以降から雇用保険制度が変更され、派遣、パートタイマー等で働く方の適用範囲が拡大されました。

▼変更点

- (1)加入要件の変更
・31日以上の雇用見込みがあること(改正前は6か月以上)
・1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (2)雇用保険料率の引き上げ

詳しくは、ハローワークまたは滋賀労働局までお問合せください。

問滋賀労働局

☎077(526) 8609

労働保険の年度更新手続きは7月12日まで

労働保険の年度更新手続きは7月12日までにお願います。
また、次のとおり受付・相談会を開催しますので、ぜひご利用ください。

《年度更新申告書の受付・相談会》

▼日時 6月28日(月)
9時30分～16時

▼場所

大津公共職業安定所高島出張所
(安曇川町末広)

問滋賀労働局

労働保険徴収室

☎077(522) 6520

マキノグラウンド改修工事に伴うグラウンド利用休止について

マキノグラウンド(マキノ町蛭口)のグラウンド土壌改良やフェンス、クラブハウスの改修工事を10月1日から12月末まで行います。

工事期間中は、グラウンドが利用できなくなります。利用者の皆さんには大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問市民スポーツ課

☎(32) 4459

6月は

《不正改造車排除強化月間》
《ディーゼルクリーンキャンペーン》

国土交通省では、関係省庁や自動車関係団体等と連携して、6月を「不正改造車を排除する運動」および「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間として様々な運動を全国的に行います。

《不正改造車排除強化月間》

「STOP! 不正改造」

※現在、受給券が交付されている方には、個別に更新手続きの案内を送付します。

《所得の申告はお済みですか》

平成22年度所得(平成21年収入分)の申告がお済みでない場合は、受給券の更新手続きが行えませんのでご注意ください。

問保険年金課 ☎(25) 8137

「子ども手当現況届」の提出は忘れずに

子ども手当の受給者で、今年度現況届の提出が必要な方には、6月上旬に「子ども手当現況届」の案内を送付しています。現況届に必要事項を記入のうえ、6月末までに提出してください。提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼提出締切

6月30日(水)

▼提出先

各保健センターまたは市役所子育て支援課

《ディーゼルクリーンキャンペーン》

「不正軽油を追放しよう」

問国土交通省

滋賀運輸支局

☎077(585) 7252

募集



ビジネスプラン募集

「高島にあるさまざまな地域資源を活かした事業」「事業を通じて地域に貢献する取り組み」を掘り起こし、その立ち上げを支援する高島ビジネスプランオーデイションを今年も開催します。

今回は、前年度までの結果や経済の動向を踏まえ、商工会と連携した支援を充実し、「がんばる高島商人」を応援します。また、プランを応募されることによって、外部専門家による総合的な事業の診断とサポートを受けることができ、腕試しにもなります。

高島市の地域活性化につながる事業計画をお待ちしています。

▼優秀プランへの支援

・事業立ち上げに向けた準備に対して、専門家派遣などのサポート。

※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

《あなたは、子ども手当を受けられる対象者ではありませんか?》

子ども手当は、中学校3年生までの児童を養育されている方が支給対象となっていますが、出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合、申請がないと手当を受けることができません。

申請が認定されると、申請した月の翌月分から手当を受けられます。対象となる方はお早めに手続きをしてください。

《請求手続きはお済みですか?》

子ども手当制度の施行により、平成22年4月1日から受給資格のある方には経過措置として、9月30日までに申請されると4月分から受給していたことができます。対象となる可能性がある方には、4月に申請書類等を送付していますので、申請がお済みでない方はお早めに手続きをお願いします。

問子育て支援課

☎(25) 8136

・事業計画の事業化(創業等)に対して、高島市地域産業創造事業補助金の交付。

▼募集部門

《新規創業部門》

・新規に立ち上げを目指す事業計画の募集。

《経営革新部門》

・既に行われている事業について経営革新、転業、共同化等を行うおとする事業計画の募集。

《チャレンジショップ部門》

・駅前や商店街の空き店舗を活用したニュービジネス(チャレンジショップ)の立ち上げを目指す事業計画の募集。

▼応募資格(各部門共通)

○事業主体

各種団体、個人を問わずどなたでも応募できます。

※高島市外在住の方でも、市内で起業する方なら応募できます。

○事業計画の内容

・高島市の魅力や資源を活用し、高島市の活性化につながる事業。

・応募者自らが事業主体となり、経営的に自立・継続可能な状態をめざす事業。

○創業開始までの期間

・概ね1～2年以内に事業実施を予定されている方